

令和6年12月12日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子
2 番	宮 崎	幸 宏
3 番	笠 継	健 吾
4 番	中 村	日出代
5 番	池 田	廣 志
6 番	杉 原	元 博
7 番	樋 口	作 二
8 番	中 村	一 堯

9 番	松 田	義 太
10 番	勝 屋	弘 貞
11 番	角 田	一 美
12 番	伊 東	茂
13 番	福 井	正
14 番	松 尾	征 子
15 番	中 村	和 典
16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	山 口	徹 也
事務局長補佐	中 島	圭 太
議事管理係長	松 本	則 子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市	鳥	飼	広	敬
教	育	中	村	和	彦
政	策	川	原	逸	生
市	民	岩	下	善	孝
産	業	山	崎	公	和
建	設	山	浦	康	則
総	務	白	仁	田	和
政	策	中	村	祐	哉
広	報	山	口		洋
財	政	村	田	秀	哲
政	策	松	丸	環	大
調	整	高	本	智	子
監	兼	中	尾	美	佐
D	X	江	島	裕	臣
推	進	橋	本	昌	徳
室	長	江	頭	憲	和
課	長	嶋	江	克	彰
福	祉				
商	工				
観	光				
課	長				
建	設				
住	宅				
課	参				
事					
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
長					
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					

令和 6 年12月12日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第 1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和 6 年12月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
5	4 中 村 日出代	1. 鹿島市民交流プラザ浴室利用日曜日営業の再開に関する請願書とそれに伴う附帯決議について (1)法律、鹿島市条例等の遵守について (2)鹿島市交流プラザ浴室利用日曜日営業の再開に関する請願書について (3)附帯決議について 2. 鹿島市民交流プラザ浴室日曜日閉鎖に関する公文書開示請求し開示された起案文書について (1)令和 5 年12月 6 日起案文書について (2)令和 5 年12月15日起案文書について (3)令和 5 年12月15日起案文書の起案内容証明資料について ①上記につき11月27日公文書開示請求し開示された公文書について 3. 市長の 6 月議会での鹿島市民交流プラザ浴室利用日曜日閉鎖に関する答弁の根拠について (1)鹿島市交流プラザ浴室利用日曜日閉鎖に関する起案文書と市長答弁の相違について
6	8 中 村 一 晃	1. 鹿島青年会議所と議会運営委員会の意見交換会での意見と要望 (1)人口増加のための定住対策について (2)市内イベントでの取り組みとサポートについて (3)スポーツ振興基金補助金の拡充について
7	12 伊 東 茂	1. 物価高による家計への影響と市内経済の行方について (1)デフレからインフレへと加速する値上げの現状。 (2)水道料金15%値上げ、下水道平均25%値上げで飲食業は悲鳴。 (3)市内の経済沈滞を商工会は危惧しているが担当課の見解は。 (4)物価高騰対策、加えて本市独自の経済対策を要望する。 2. 頻発する犯罪から市民生活を守る『防犯まちづくりの推進』について (1)市内で外国人による太陽光パネル設置訪問販売の実態。 (2)高齢者を狙った特殊詐欺、SNS型投資詐欺、侵入犯罪への対策。 (3)デジタル田園都市国家構想交付金を活用した地域防犯のDX化。

7	12 伊 東 茂	(4)「防犯まちづくり」のガイドラインの策定の必要性。
---	----------	-----------------------------

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

おはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（徳村博紀君）

本日の日程は、配付しております議事日程どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

おはようございます。4番議員の中村日出代です。よろしくお願いいたします。12月議会は、大きい項目1から大きい項目3まで、鹿島市市民交流プラザ浴室日曜日閉鎖に関する内容の質問を行います。

項目は1、鹿島市市民交流プラザ浴室利用日曜日営業の再開の請願書とそれに伴う附帯決議について、2、鹿島市市民交流プラザ日曜日閉鎖に関して公文書開示請求し開示された起案文書について、3、市長の6月議会での鹿島市市民交流プラザ日曜日閉鎖に関する答弁の根拠について質問いたします。

それでは、最初に総括質問を行います。

法律、鹿島市条例等の遵守について質問します。

市の各種事業の申請受理は、法律、条例等の定めにより申請を受理し、また、却下し、その結果を市民に通知いたします。鹿島市が国、県に事業等の申請をする場合も法律、法令に基づき適正な手続により行います。また、行わなければなりません。肥前鹿島駅前周辺整備計画、サテライトオフィス等支援事業、そして、6月、9月議会と質問してまいりました鹿島市市民交流プラザ浴室利用日曜日閉鎖に関して、法律、鹿島市条例等を遵守して事業が執行されているのかについて質問してまいりました。また、新たな問題として、令和6年度鹿島市生涯学習センター外壁清掃業務委託事業についても建設業法違反ではないかとの疑いがあるとの情報も寄せられております。次から次へと法律、法令、鹿島市条例等を遵守しているのかとの疑念を抱かざるを得ない状況が続いております。

そこで、一般論として市長にお伺いいたします。

市長は法令遵守についてどのような御認識を持っておられるか、お伺いいたします。

関連質問はこの後行います。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

質問の法律、法令、条例の遵守について今質問がありました。結論からお答えしますと、おっしゃるように、行政でいろいろな業務を行う上で重要なこととして、法律、条例等のルールに基づいて取り組んでいかなければいけないというふうに思っています。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それでは、質問を始めます。

肥前鹿島駅周辺整備計画における事業費60,000千円の約半分の30,000千円の理解し難い解約、サテライトオフィス等支援事業の書類等が存在しない不可解な状況、サテライトオフィス等支援事業については会計検査院の検査が入れば大変厳しい状況になると容易に予測できます。また、エイブルの、先ほど説明しました清掃の外壁清掃業務委託事業についても、これは5,000千円以上は建設業の許可が要るということで情報をいただいております。入札の結果を見ますと価格は8,556,285円ですので、これは建設業の許可がなければ足場を組むことはできません。こういうふうな情報が寄せられております。

会計検査院の検査ですけれども、最近の事例をちょっと紹介しますと、今年度お隣の太良町で令和4年度の護岸の設計が不適切と指摘されまして、8,956千円の返還を求められております。そういうことがありますので、書類というのはやっぱり法令にのっとってきちっとそろえとかんばいかんということだと思います。太良の例は不当ということで、ただ、ちょっと言いましたけれども、設計の数字が若干違っているような感じでした。それだけでも不当ということで8,956千円の返還を求められます。違法でも何でもありません。不当ということでした。それで、交流プラザ浴室の日曜日閉鎖は法律に基づき運営していない違法な状態が現在も続いていると私は訴え続けてまいりました。

そこで、副市長に質問です。副市長は市長を補佐し、市長の命を受けて政策企画をつかさどり、市の各組織が行う事務を監督することが地方自治法第167条に規定されております。監督する立場としてこのような鹿島市の状況を、県から出向され、はや2年となろうとしておられます。現在の状況をどのように感じ見ておられるのか、お伺いいたします。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

現在の今の状況ということです。先ほど市長の答弁を最初にしたいと思いますけど、当然、法律とか条例とか、いろんなルールがありますけど、それは私たち公務員だけでなく、そ

れは日本国民であるとか、全ての国民であるとか、市民が守らなければいけない。当然、法律等に基づいて仕事というのはやっております。そういった観点で、先ほど議員のほうからありました肥前鹿島駅周辺整備事業ではサテライトオフィス事業とか、当然そういった補助金の事業とかありますけど、これまでもそういったものは当然法律であるとかルール、それにのっとってちゃんとやっていくという、議員のほうからも御心配も御指摘というのはずっと受けておりますけど、当然そういったもののにのっとって一つ一つ丁寧にやっております。今回の交流プラザの話については、議員のほうから6月議会以降も条例、法律違反じゃないかということをやっと御指摘を受けておりますけど、私たちのほうもそれは当然、市の中でいろいろと議論しております。私たちとしてはちゃんと適切に法律、条例にのっとってこの手続はやっているということを考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

市のほうは条例にのっとってやっているということですね。私はやっていないと、これからそのところを払拭するために、私の疑念を払拭するために今から質問をしていきたいと思えます。

法令、法律、鹿島市条例との遵守について、先ほど総括質問で市長に質問いたしました。地方自治法の定めを守っていない、鹿島市が制定した鹿島市の法律である鹿島市条例も守っていない、鹿島市は事務事業を執行していくに当たり、何を基準として進めているのか理解できない状況にあると私は考えております。その違法状態が端的に現れているのが市民交流プラザ浴室の日曜日閉鎖問題と思っております。私は6月議会、9月議会と2議会にわたり質問をいたしてまいりました。違法状態を解除しなければ、利用されている市民の不便と混乱を解消できない。もっと問題なのは、地方自治法、鹿島市条例等、当然守らなければならない法律、規則を守らずに事業、事務を執行しているのではないかと疑念を抱いております。この疑念を払拭すべく今から質問を行っていきます。

それでは最初に、9月議会での私の質問に対し、副市長の答弁を議事録で紹介いたします。

私は、交流プラザ浴室の管理にしても、廃止にしても、設置するにしても、全部議会の議決が要ってじゃなかですか、休むとは議決しとらんでしょうもんかと質問いたしました。副市長の答弁は、これは議事録で言うておりますので間違いありません。「今の中村議員の質問にお答えします。私の認識も少し間違っていたら申し訳ないんですけど、基本的な考え方としてからのことを申し上げさせていただきたいと思えます。まず、先ほど市長の担当事務だという第149条の話がありました。ここは限定的に地方公共団体の長がどういう事務を担当しているかというのを列挙しているものになるかと思えます。前回6月の議会も少し議員の

ほうから事前にそういった話があったかと思います。この中で「公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。」、これは市長の担任事務というふうになっています。先ほど議員のほうから、権限、議会のほうに出していないじゃないかというお話があったかと思いますが、これにつきましては、もともと244条に基づく公の施設というのは住民の利用に供する施設ということになります。ですので、基本的な考え方として、その利用形態であるとか、何をするか、閉館日がいつかとか、時間とか、どこに設置するかということは、住民の利用を広く進めるために条例で設置するということになっております。この分につきましては条例で議会の議決が必要となります。この内容を仮に変更する場合につきましては、当然条例が必要になります。」と答弁されました。この答弁の中で、「この内容を仮に変更する場合につきましては、当然条例が必要になります。今回の市民交流プラザの条例になります。」と答弁されました。この答弁に間違いありませんか。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

今の多分、6月議会で私の答弁になるかと思いますが。ただ、閉館時間ということをおっしゃいましたが、開館日がいつになるかということをおっしゃって書いておいて、開館日がいつになるかというようなことで答えたかと思いますが。多分そのときに、この内容を変更する場合というのは、当然条例というのは条例改正が必要になるということをおっしゃったかと思いますが。

今回の市民交流プラザの条例、これになりますけど、当然、市民交流プラザのその後を言っていますが、この市民交流プラザというのは多分3階と4階の部分のところ全体を市民交流プラザというふうに整理しているということでおっしゃったかと思いますが。そう言いながらも、その中には貸し会議室だとかホールとか、いろんなものがあるかと思いますが、そこを今ぱっと全体として市民交流プラザというのを書いています。実際その中身に風呂とかトレーニングジムというのがありますけど、その部分をどうするかということになっておりますけど、多分そのときの答弁では、その部分については市長が管理するという、市長の管理運営という形で別に設けていると申し上げたかと思いますが。ですから、そこを何時まで開けるかということでは、例えば、市民交流プラザであるとかトレーニングジムを何時から何時まで開けるというのはこの条例には書いておりませんので、この管理運営事項として別に市長が定めております。ですので、今回の分については開館日、例えば、この条例に規定しております開館時間、交流プラザの開館時間であるとか、休館日、そういったことで12月1日から1月3日までというような閉館日とかがありますが、そういう条例に書いてある内容を改正する場合には、当然条例改正が必要になるということをおっしゃったかと思いますが。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

私はそういうことを聞いているんじゃないくて、この答弁の内容で間違いありませんかと聞いているわけですよ。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

なぜ私がそういうふうにしたかということですけど、全般の部分、今、中村議員がおっしゃった分についてはそう言いましたけど、その部分だけを切り取られてそういうふうに認識されるというのはどうかということで、全般的にその趣旨も含めて申し上げたことになります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

そういうふうに言われるだろうと思って、その後半ということでそれを踏まえ質問するようにしています。

当然条例が必要になりますと。次に、後半の部分がありまして、今言われましたように、市民交流プラザの条例にもなりますと。当然条例が必要になります。「今回の市民交流プラザの条例になります。」、その後、「市民交流プラザ条例につきましては、かたらいの3階と4階の部分市民交流プラザという形で整理を今しております。その中、貸し会議室であるとか、ホールの辺り、いわゆるかたらいの3階、4階部分が条例で設置しているものになっていると、ばくっとそこだけを今設置している書き方となっております。今回、この中身について、じゃ、風呂であるとかトレーニングジムというのはどういうふうになっているのかという形の御意見だったかと思います。この分につきましては、別に管理運営をどういうふうに進めていくか、ほかにもいろんな施設がありますので、そこを何時まで開けるかということは、市のほうで別に条例に規定せずに、市の中のほうで管理運営してやっているという形となっております。」という答弁ですよ、先ほど説明がありました。前半の答弁で、市長の担当事務の149条の7項は、「公の施設を設置し、管理し、及び廃止する」、市長の担当事務はこの3つしかありません。「管理し、」とは、公の施設をその目的に従って維持し、住民に利用させる等の行為をいうと法律の解釈には書いてあります。これを確認するため、川原部長、この解釈のところをもう一度逐条解説等を紹介してください。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

先ほど議員がおっしゃいました地方自治法の第149条、担当事務ということでございます。第7号のことをおっしゃったかと思いますが、「公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。」、この解説につきましては以下のような記載がございます。

その管理、この中に出てまいります管理とは、公の施設をその設置の目的に従って維持し、住民に利用させる等の行為をいうと、このように規定をされているところでございます。これら具体的な条例の定めに基づく具体的な管理等につきましては、普通地方公共団体の長の権限とされているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

管理とは、例えば健康管理、健康を維持するために健康管理をしますね。施設管理というとは、施設の運営を維持するために管理するですね。今度のこの閉鎖は管理するじゃなかです。事業をやめて、そこの施設の仕事をやめさせる、それは管理でも何もなかです。あくまでも管理というとは、維持することを管理といいます。市長の担当事務と、市長の事務、権限は、設置し、管理し、廃止する。この中に閉鎖とか載ってらんです。副市長の答弁では、別に条例に規定せずに、市のほうで管理運営してやっているとの答弁でした。鹿島市の管理運営は、法の定め施設を維持し、住民に利用させるどころか真逆で、予算が予定より937千円増額するから、その増額分を風呂の営業を閉鎖して浮かせる、交流プラザ所長からの起案、提案でした。施設を維持することをやめて、鹿島市民に利用させることを禁止する、閉鎖の措置を取る、法律に全く定めのない行為をし、市民の権利を奪ってしまいました。この責任をどう取るのか、市長、答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

公の市民の福祉、これは大事だということで、利用については市民の皆さん方の意見を聞きながらやっていかなければいけないというふうに思っております。

今回の、今、議員がおっしゃる管理について、市長の権限として代わりにするというのは、公の施設の使用の中身について、いろいろスケジュールであったりとか、そういうことも含めて管理ができるというふうに我々は解釈しておりまして、そのことについてはこの条例に定めていませんが、市長の管理の中に、例えば、今おっしゃった風呂の休業とか、そういう

ものは入ってくると我々は解釈しております。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それは勝手な解釈じゃなかですか。管理ということは、維持することを管理と言うとじゃなかですか。休館とかならありますが、閉鎖とかですよ、起案文書では閉鎖と書いてありますけど、課長あたりの答弁では休業とあります。休業というとは、全く業務を休むということですから、休業の場合はプラザ全体ば休まんばいかんですね。答弁ではそれがありませんでした。しかし、起案文書を見ていると、閉鎖と書いてあります。管理の中に閉鎖とすることがあるということは、法律上は管理しということは書いてあるように、市民の皆さんに利用させるように維持しなさいということですよ。閉鎖するにしても何かの根拠がなかったらできません。それをあなた今解釈されましたね。その解釈された法的根拠を教えてください。どこに法律で書いてあるんですか。

○議長（徳村博紀君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

お答えいたします。

議員の6月から9月、そして、今回12月と、やはり市民の方のお声を聞いて議会活動の中で御質問されると。市としては、冒頭に市長、副市長が答弁しましたとおり、まずは市の業務を行う上では法令、条例にのっとってきちんと対応するというのが市の業務全般に該当することです。

今回、特に法律の解釈を議員はおっしゃっています。特に地方自治法の中の96条では条例を設けて、それで改廃も含んでいるということと、もう二点、地方自治法の149条は、当該首長が担当事務ということで、今回のかたらいの休業に関しては議会の議決、あるいは第7項で公の施設を設置、管理、廃止この3点、これをどこに書いてあるかということがあります。もう一点、244条の2についても、設置とか管理条例をする場合は条例で定めなければならないと、その場合は議会の議決が要ということが大きな論点だと思います。

という中で、やはり法律については、議員も当然、これまでの経験で法律、条例をきちっと守って行政は執行事務を執行しなければならないということで、相当勉強されていると思います。私どもも、まずは先ほど言いましたとおり、法律、条例、これはもう大前提です。そういう中で、要綱とか規則とか、それを参酌しながら対応しています。今回のかたらいの件につきましても、起案ということもありましたけれども、現場のほうでかたらいで休業していいのでしょうかということで、特に物価高騰等の影響で、やはり予算の面、あるいは施設管理の面で相対的に検証しました。その結果、まずは12月6日の起案の分は、私が決裁権者、

専決区分でございますので、部長権限で了承したところです。

それで、結論に入りますけれども、今回の本市の件に関しては、今、議員おっしゃって、管理の中にどこに書いてあるかということに関しまして、やはり議員も勉強されています、そこで疑問が生じている。私どもも法律、条例を検証した中で、今までの事務手続上は管理の中で全て入るという検証をもってオーケーを出したところです。ここはかみ合わない部分がありますので、やはりこういうところで議員の質問の中で今もありましたけれども、法律や、あるいは違法ということをおっしゃっています。

かたらいの風呂を休業するに当たっては、昨年度に適切に事務的な手続を市としては踏んで、関係法令、条例に基づいて対応して、利用者の皆さんに御不便のないよう事前の周知も行ったところです。議員も利用者の方からの相談を受けて今回再開に向けた要望を行っていただいていると、これはもう十分分かっております。この市の休業に関しての理由に御納得いただけないということもあります。この状況が今後もいつまでも続くというのは、議員にとっても、利用者である方にとっても、市にとっても非常に決してよいことではないということもありますので、市の手続が本当に法的にどうなのか、正当であるかどうか、その裏づけとか根拠等の確証を得るために、申し訳ございませんが、市の顧問弁護士に、法律の専門家に相談を行っております。弁護士からの回答としては、議員が市の事務手続に異議を唱えておられる法律、条例の全般に関して、今少し申しましたけれども、地方自治法、あるいは条例、現場の状況を含めてどうでしょうかということで、様々な判例とか全国の法律の解釈等を参照されて精査された結果としまして、市の業務対応、これは一切問題なしということで結論をいただいたところでございます。このことから、市の対応が法律違反とか、あるいはこの違法などおっしゃる議員の考えについては、法律の専門家であります弁護士の方からの結論からいたしますと、市が行った休業の事務手続は正当性があって合理性のある業務対応であるということが証明をされたところです。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

私は弁護士の見解を聞きよるわけじゃなかですよね。閉鎖という手続が、法的根拠が何の理由で閉鎖をしたんですか。簡単なもんですよ。こういう手続で閉鎖しましたと、弁護士側の云々かんじゃなかですか。弁護士が言うたっちゃ、それは何も裁判の結果でも何でもなかやなかですか、ただの参考。閉鎖という手続をどういう根拠に基づいて、法律に基づいて副市長は、運営管理は、先ほど市長は運営管理、その運営管理した管理規則を調べてありません。あったのは施行規則。施行規則には閉鎖にも何も書いていない。私が聞いているのは、弁護士の見解でも何でもなか。閉鎖はどういう手続、どういう法的根拠としたんですかと。

簡単なことです、それを答えてください。

○議長（徳村博紀君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

お答えいたします。

閉鎖の理由、これは6月……（「理由じゃなか、法的根拠」と呼ぶ者あり）法的根拠は冒頭に副市長のほうからもありましたけれども、地方自治法の中で設置、そして、管理、廃止、この3点を明記されております。法律の解釈、弁護士の見解、そこら辺が関係なかと言われますけど、関係あります。法律の専門家ですので、明文化されていない部分、ここの解釈は、当然議員もそうです、私たちも法律の本当の深いところでは素人です。私も大学時代は法律の課程を踏んでおりますけれども、そこでも読み取れない部分は、どうかすれば地方の裁判所、あるいは今回逐条解説にあります中で解釈があります。そこでも出ない部分は、要は最高裁とか、そういう部分まで上り詰めると思います。それで、今回の論点で管理というのがあります。管理の中に今回の交流プラザかたらいの浴室の休業については全て含んでいるという見解の下に私たちも判断しておりましたし、設置でもない、廃止でもない、この点です。そこは本当に間違いないか、弁護士も関係ないと言われますけど、そこです。管理の中に含んでいるということで私たちは解釈して、一切間違っていないというふうな結論に至ったと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

恐らく無理と思うです。逐条解説を最高裁の判例から全部出てるですもんね。そしたら、その弁護士の言われたとの判例を出してください。

○議長（徳村博紀君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

弁護士相談を行う上では判例、ここを弁護士さんはおっしゃいましたけれども、様々な法的な解釈とか判例とかを参酌して、今回でいえば、かたらいの浴室の休業、あるいは開放、こういうところをその判例の中に含んでいるかどうか、これは恐らく想定するところではそういうピンポイントでの判例はないと思います。ただ、法律というのは御存じのとおり、議員も何十年も恐らくそういう立場にいらっしゃって、様々な角度から多角的に解釈はあると思います。そこだけを出せと言われても出せないと思います。弁護士さんに言っているんですけど、そこまで求めるなら恐らく今回、顧問弁護士を鹿島市がお願いしているのは日

本の弁護士連合会の副会長をなさった方ですので、そういう要望であればお取次ぎしますけれども、議員が求めるような判例、明確な判例、今回、浴室の休業とか、そういう点に対してはないと思います。そういうところで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

判例もなかとに御理解いただきというとはできませんよね。判例、最高裁の全て、その川原部長が持っている逐条解説に載っているわけですよね。逐条解説というのは全部判例を入れているわけですよ。逐条解説、あなたたちがいつも言っているから、その逐条解説ですよ、管理というのは公の施設、交流プラザの浴室、その目的に従って、目的というのは住民の皆さんに利用していただく、それを維持し、その後は住民に利用させる等のこういうのが管理ですよ。この管理の中に閉鎖というところが入っているというのは不思議と思うですね。それは川原部長、その逐条解説の管理の中に閉鎖というのは書いてありますか。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

この逐条解説、全て見たわけではございませんが、少なくとも……（「全て、こいだけ見て言いよる」と呼ぶ者あり）そこに閉鎖という文言はございません。しかしながら、先ほどの148条の担任意務というのがございました。そこについては包括的にこの管理運営については長の権限があるということで、長の処理する権限というのもございます。なので、そもそも公の施設、この244条については「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と、その設置、管理については条例で定めなければならない。条例のほうに規定がございます。しかしながら、条例に規定をされない部分もありますので、その包括的な管理運営については長の権限ということでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

そこで市長の管理を管理規則、施行規則で決めるわけですよね。勝手に市長がこれを止めます。なぜかという、公の施設ですよね。自分の家やったらよかですよ、今日は風呂に入らん。公の施設やけん、市長が勝手に休みます、閉鎖しますとはいかんです。それはちゃんと規則なり施行規則に求めているかねばいかん。副市長は管理と言いつつ、管理規則を見てみたら管理規則は存在せん。ここにありますが、あるのは施行規則、施行規則に何も

書いていないのを閉鎖というのはどうしてできるのか、それを法律違反と言わんで何の違反と言うとですか、そいぎ、自分の気持ちで閉鎖しよるとですか、岩下部長の気持ちで閉鎖したわけですかね。

○議長（徳村博紀君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

議員、市の業務、先ほど、今私に対しては私の気持ちでと、気持ちでは仕事はできる部分もありますけれども、今回に関して、やはり現場から上がったやむを得ない休業の事情を、やはり……（「休業じゃなく閉鎖」と呼ぶ者あり）閉鎖ですね、閉鎖……（「閉鎖て、起案文書に書いてある」と呼ぶ者あり）閉鎖といいますか、今回これは一時的な休業イコール閉鎖と私たちは、ここで議員おっしゃるところは思っていますので、いつまでかというのは、休業というのは、そもそもがこの文書、文字のとおり業務を休むということです。起案文書の中では完全な廃業とか完全閉鎖とは逆にうたっていないと思います。書いていないですよ。裏を返せば、完全に今後ずっと閉鎖するとは一切逆に書いていないと思います。議員はそういうふうな質問をされますので、私もこう答えざるを得ない。休業です、業務をお休みさせてくださいというお願いをしているところです。

議員、地方自治法に関しても解釈解釈ということでございますので、今回149条の市長の担任事務とか、244条あたりに関連されていますけれども、ここら辺を先ほど顧問弁護士はどうかという話もありましたが、そのお答えの中で今の質問に対して管理ですね、管理に関しては市長の裁量であり違法ではない、これはまず結論です。そういう中で、鹿島市民交流プラザ条例の第6条、開館時間、そして、第7条、休館日、市長が必要と認めるときは変更できる旨の規定が明記されております。（「何て」と呼ぶ者あり）市長が必要と認めるときは変更できる、これがプラザ条例全部の管理の中です。全部ですね、お風呂もあります。ほかトレーニングルームとその他、部屋とか、貸し館とか、あと会議室等もありますけれども、全体のプラザの管理です。その分の一文が浴室の件ですけれども、この業務をもし全部休むということができれば、当然、一部の業務も休むことができますよという解釈です。施設の管理から廃止するまで、先ほど言いました地方自治法の中の設置、管理、廃止、この3点、議員、把握されたと思いますけれども、その中の設置から廃止の期間が全て管理事項という解釈です。勝手な解釈じゃないです。そして、その中で維持管理、費用対効果を考えて利用を誰にどのように使用させるか、休業もその管理のうちに入るということで、今回浴室の休業も管理、施設の管理期間の事項として解釈しておりますし、間違いないでしょうということなので弁護士の方に相談をして、間違いないですという結論をいただいたところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

起案文書のですよ、12月15日に閉鎖すると。12月15日の起案文書、これは市長決裁です。鹿島市民交流プラザは今年10月で開館9年が過ぎ、会議室ほか施設の利用状況につきましては、云々かんとうありますね。利用の多い曜日は月曜、水曜、木曜で、逆に土日は若干少ない傾向にあります。この情報と既に年4回、日曜日に定期清掃を実施している経緯を踏まえると、日曜日の風呂閉鎖は利用者に混乱をもたらすことは少ないと考えますと書いてあるですね。休業じゃないです、休業というとはなりわいを休むですから、プラザ全体を休まんばいかんです。こいはただの閉鎖やけん、それは風呂ば閉鎖するということです。休業というのはまたちょっと意味が違います。

先ほどプラザ条例のことで市長の管理云々と言われました。条例に市長は——第4条、管理運営、「交流プラザは、市長はこれを管理運営する」と、休館日は、「交流プラザの休館日は、12月29日から翌月の1月3日までの日とする。」、「市長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。」と条例では書いてあるです。この細かいことをするために、管理規則なり施行規則があるわけでしょう。市長が勝手に思って今日は休むけんよかばい、今日は閉鎖するばいとできんですよ。それはできません。だから、今、岩下部長が言われることであってでも、このほかに規則がなからんばいかんです。管理全体の設置も、廃止も、管理といったら全部管理ですよ。しかし、条例では一つ一つ分離してあるということは、その一つ一つが大事であるから分離してあると思うんですよ。設置するにしても、管理するにしても、廃止するにしても、この3つというとは必ず住民の人たちの理解を得らなばいかんです。自分たちが勝手に今日は937千円お金の足らんけん休みますとか、人間のあんまり来よらんけんと言いますけど、大体年間7,109名の方が利用しよるですね。そいぎ、岩下部長の言うのは分かりました。それでは、市長が休むと、休業すると、それは分かりました。そいはどこに書いてあるんですか。

○議長（徳村博紀君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

お答えいたします。

先ほど御答弁しましたことの繰り返しになりますけれども、どこに書いてあるかと、地方自治法でいえば、繰り返しになります、設置、管理、廃止、この中に包含していますので、これに基づいて条例の上位法が、今回でいえば地方自治法ですので、その中でプラザの管理については全館を管理運営するということでこれは明文化されています。休業、この言葉のどこに書いてあるとか、そこら辺は先ほども申しましたとの繰り返しになりますが、設置から廃止までの間は管理になりますので、結局、そこら辺からすれば、法律の解釈からすれ

ば条例の設置の義務はありません。プラザを造るときは地方自治法にのっとってプラザの条例を、これは義務があります。その他の管理については、今回でいえばプラザの管理運営の計画がございますので、その中できちっと書いてあります。これは結局、管理する中で時間をちょっと変更したり、例えばですけれども、これは部分的なフロアになりますけれども、災害のときにこの期間はプラザを使えませんとか、あとは施設のメンテナンスの部分で工事が入りますとか、そういうときは休みます。これを一つ一つ条例にするか、結論からすれば、議員おっしゃる内容は、何でもかんでも条例義務がある規則をつくる、これをする市のほうが大変ですけど、議会のほうにも一つ一つかけなきゃなりません。やはりこう調べてみますと、全国でそういう施設の管理運営をする場合は、この地方自治法にのっとって管理の中で全て事項は含んでおりますので、鹿島市の中でも管理運営規則で柔軟に市長の担当事務の中で管理運用計画、管理運営をしていくということで、今回のケースも業務をお休みさせていただきますということで進めてきたところでございます。ですから、どこに書いてありますか、これは書く必要がございませんので、書いていないです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員

○4 番（中村日出代君）

大変な答弁ですね。住民の権利である浴室利用を何も書く必要はなくて休業する、閉鎖する、そういうことはあり得んじゃないですか。一々言うたら議員がやぐらしかけんがと、別に我々が議会で議決してよかやなかですか。私たちも大変ですけど、議員が大変でしょうと、別に私たちは議決してよかですよ。何も書いていないのに勝手に休んだり、休業したり、閉鎖したり、これは鹿島市はおかしかとやなかですか、市長、どがん思うですか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今、鹿島市民交流プラザ条例の中に、市長が管理運営するという条項は分かります。この市民交流プラザ条例というのは、全体の市民交流プラザをどう管理運営するかという目線で我々も考えています。中には老人クラブであったり、社会福祉協議会であったり、いろんな団体が入っています。全体的な管理運営を定めないと、それぞれの施設は管理運営できないということになりますので、大きな意味での管理運営はここに定めています。ただ、さっき言った風呂であったりトレーニングルームは、その中の施設ですので、それを管理運営というのは利用についていろんな状況が変わってきたときには我々の判断で変えていいと、そういうふうに我々は解釈をいたしております。市民交流プラザの、ここが開設する前は社会福祉事務所ですかね、会館か、あそこは土日休んでいて、新しく開館するときに、じゃ、全部

毎日お風呂は開けて皆さん方に利用していただきましょうという判断をしたんですが、10年たっていろいろ条件が変わって、じゃ、どうしようというときに、今回いろいろ利用状況であったり、経費の問題であったり、そういうことを考えたときに、利用者にも一定程度協力をいただかなければならないんですが、このような形でお願いしますということで今回皆さん方に示しているという状況でございます。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

役所でありますので、自分の気持ちで今日は開けるとか閉めるとかはできませんよね。それは規定のなからんばいかん。そいぎ、いろいろ弁護士とかなんとかと言いますけど、やっぱりその逐条解説というのが一番、皆さんたちもずっと逐条解説によって我々に答弁ばしよるです。それは基本ですよ。その中には、先ほど言いましたように、まず、管理というのはどがん考えたっちゃ管理というたら閉鎖とか、休業とか、考えられんですよ。先ほども言いましたように、健康管理というのはやっぱり健康を維持するために健康管理をするわけでしょう。公の施設というとは閉鎖できないとまず書いてあるですよ、244条やったかな。よっぼどのことがなく、よっぼどというか、廃止するときは廃止と、市長の担当事務の中でくっです。そう大きく捉えて管理やつけんというて、何でんできますよと、休業できますよ、閉鎖できますよと、岩下部長言われましたけど、そがん簡単にはやっぱり、そこに管理の条例がありますけれども、そこに管理規則、施行規則もできておるですよ。

ここはもう不毛な議論になりますので、目的は早く再開してもらいたいと、住民の皆さんから今度請願を出しましたけれども、なぜしてもらいたいかといいますと、高齢の方はやっぱりお風呂に入るのも独りで入るのも怖かです。最近でも有名な女性の方がお風呂で事故に遭われたことがあっていました。一番の問題は、やっぱり市民の皆さんのためにプラザがあるわけですよ。何も市のためにあるわけでも何でもなかですよ。市のお金の足らんけん、あんたたち我慢してくんしゃいねと、そがんとはあり得んじゃなかですか。そいば私が話を聞いても、高齢の方はやっぱり独りで風呂に入るとはえすかと、そいけん、私たちはわざわざ交流プラザのかたらいまで風呂に入りに来よるとよと、もう本当に高齢の方々の事故防止になりよるですね。だから、早く再開してくださいと、6月、9月、今議会までもお願いして、どうしても皆さんが動いてくれないもんですから、請願書を皆さんにお願いして出すようにしました。気持ちは分かってくれていると思いますよ。ただ、やっぱりこれが違法であるか違法でないかという話になったら不毛な議論ですよ。こいはそいけん、もうこれでよか。私が言いたいのは、いつ再開してもらおうかということだけですよ。もうこいはこいでよかです。

請願書を出しましたけど、こいもなかなかうまくいきません。こいはうまくいきませんと

言いましたら、本当に利用している方々からお叱りを私受けました。なしてやと、何で風呂ば開けられんとね、何もなかないねと、そいは高齢の方から体の不自由な方はやっぱり風呂ば用意するとの難しかです。そいけん、今、近所の老人会の会長さんあたりが連れてきんしゃつですね。それから、スポーツジムで汗を流した人はじゅくじゅくになって、日曜日休みのときゆっくり汗を流そうかとして、帰りちょっとシャワーでも浴びて帰りましょうと、日曜日なして休みになるとですか、みんな言いよるわけですよね、利用される方ですよ。利用されていない高齢者の方にお話をしても、なし鹿島市はそがん休みに日曜日をするね、何ねと、いや、937千円、金の足らんけんと言いよんしゃるですよと、それはおかしかろうもんと。岩下部長、福祉課に120,000千円執行残の残っておったですね、120,000千円ね。それ全部が鹿島市のお金と思いません。それは国から、県からありましたでしょう。私が、私というか、利用されている方がお願いは、とにかくいろいろ理由はありますが、4月からいつて8か月ですかね、閉鎖されてね。再開してくださいと、もう皆さんお願いしている。これは法律論はよかです、不毛です。市長、再開をしてください。それが私と利用者のお願いです。回答をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

風呂の利用の再開についてということです。我々こちらのほうでもいろいろ考えて、10年間さっきやってきましたと言いました。やっぱり条件がいろいろ変わってきます。本来ならばおっしゃるように、そのまま7日間全て開けて皆さん方に利用してもらうというのが一番だと思います。

ただ、そういう中で、いろんな条件が変わってきたときに、じゃ、どうしようかということをやったり我々のほうも考えます。例えば、ほかのについても、ここだけじゃなくて、いろんな施設の利用について、できる、できない、今ほかの施設も土曜日とか日曜日休んでいるところもあります。そういうところもやっぱりいろんな意味で、じゃ、このままでいいのかどうなのかということを常日頃考えていかなければいけないというふうに思っていて、今のところ我々の判断としては、7日間ありますので、6日間利用していただいて、何とかそのところを皆さん方に御理解いただきたいという思いで、これを我々が全部やめる、この風呂の利用を今回取りやめますということであれば、もっと違う意見が出ると思います。7日のうち6日間開けます、そのときに利用してください、何とかそこは我々もいろいろな条件のある、例えば言いました、お金の問題だけじゃなくて、職員の職務の働き方とかいろんなことを総合的に考えて、今の状況の中でこういう判断をさせていただいています。どうか御理解をお願いしますということで今やっておりますので、そのところは御理解をお願いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

また、そういう職員が云々かんぬんと言われると、全然また起案と違うようなことを言っておられますので、起案はですよ、937千円お金が足りないと。もう一つは、利用する方が少ないような話でしたけれども、

〔映像モニターにより質問〕

こいば見てもらうぎ分かるばってん、延べ7,109人利用されておるですよ。7,000人、多かですよ。簡単に休む休むと言ひよんしゃるばってん、利用する方は結構多かですよ。日曜日は少なかけんと言ひますけど、大体、日曜日も月曜日も同じぐらいですよ。でも、起案では、夏は利用の少なかと、一年中、夏も何も変わりやせんですよ。市長は簡単に何か我慢してくださいとおっしゃっていますけど、利用している方に言わせれば、先ほど言ひんさった、これから寒くなりますね。高齢者の人はやっぱりお風呂は、ほんなごて気持ちよかばってん、こいよい危なかところはなかとですよ、高齢者にとっては。本当に私も仕事柄いろいろ行っていましたけど、お風呂場での事故というのは本当に高齢者の人は多かですよ。高齢者の安全のためにも、やっぱりかたらいのお風呂は役立っているなと思います。

高齢の方、この前、老人会長と話していましたけど、能古見の結構山手のほうからも利用されていますね。先ほども言ひましたけれども、ちょっと体の不自由な方は、やっぱり風呂ば沸かすとは難しかと、かたらいを使っていますという話ですよ。その方たちに、お金のなかけんがちょっと我慢してくれんですかというとはおかしかなと思うんですね。市長の立場では——岩下部長、担当課としてこのまま閉鎖を続けていくのか、検討していただけるのか、その回答をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

お答えいたします。

今、再開してもらえるかということですが、ここは冒頭に答弁しましたけれども、休業ですので、業務をお休みさせていただきますということで、市長も先ほどの答弁の中、6月ぐらいからもありましたけれども、一番起案を議員見ていらっしゃいますので、その中では確かに6月と9月の起案の中では予算関係とか、物価高騰に関連しての部分が多いんですけど、これは鹿島だけに限らず全国どこでもだと思います。そういう中で、施設管理というのは、今回、かたらいの風呂でいえば、光熱水費とか人件費とか結構な値上がりをしております。その中でどうするかという議論も行っております。まずは主なところで幾つも休業の理由はございます。特に日曜日とか、夏場とかの、逆に議員出していられっしゃいますので、

ちょっとよく数字見えませんが、6月から9月ぐらいが大体夏場で500人台で、その他の8か月ぐらいは500人台、600人台だと思います。これは情報開示請求のときの恐らく資料を出されていると思いますけれども、そういうところからすると、やはり夏場あたりが利用者が少ない、日曜日も少ない。幾つもの理由はありますけれども、総合的に判断して、7日のうちに1日お休みさせてくださいということで、業務自体は5年度と6年度、何もほとんど変わりません。そういう中で、日曜日だけこれはお休みさせてくださいと、利用者の方に申し訳ないんですけど、おっしゃいます、高齢者の方、本当に申し訳ないです。そういうところでは、私どもも、ただ、休み、ほったらかしじゃなくて事前の周知とか、窓口、あるいは貼り紙等で十分行って、それでもやはり来られる方にも口頭で担当の職員、かたらいの窓口の職員が説明をして、御理解をいただいたのが今年度中です。今年度も引き続き、そういうお声がある方については対応しております。

これが物価高騰とか、予算がどれくらい影響する、これも一つの理由ですけれども、影響するかで落ち着けば当然、市民の方に利用していただくのがかたらい、公の施設の目的でございますので、それは低価格で御利用していただきたいと。単純に日曜日を開けるけんというて200円、300円に上げてフルで、それは役所としては一番やってはいけないことですので、御理解をいただいた中で、この点だけは我慢していただけないでしょうかと、市も一生懸命頑張りますということで対応していますので、この点は検討と言いますけれども、状況次第ではそういうことも十分に考えるというふうに市としては考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

結局、言いよつとの意味の分からんやったばってん、結論は何ですか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今回4月からこういうふうな対応を取っています。当然利用される方の御意見というのも大事だと思っています。今アンケートを取ってまして、今の状況がどうなのか、そういうこともいろいろ考えながら、じゃ、今後どうするかというのはやっぱりこれからのことだというふうに思っておりますので、現在のところこういう対応を取っています。そこら辺もいろんな御意見聞きながら、この施設に限らず、やっぱりいろんな施設も利用者というのがおられますので、それはこちらの一方的な考えだけで通すわけにはいかないということも十分承知しています。そこはお含みおきいただいて、我々も対応していきたいと思えます。

○議長（徳村博紀君）

中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

やっぱり鹿島市民ですので、いろいろ解釈を言われましたけれども、岩下部長の近所にも高齢の独り暮らしの方もおられるでしょうね。その方たちはやっぱり風呂のあったがよかよと言いよると思うですよ。そいけん、やっぱり市民の声を聞いていただいでですね。請願を出しましたけれども、やっぱり皆さん再開してもらいたいというのが大方の気持ちですので、その市民の皆さんの気持ちを酌んでいただいで、お金は937千円足らんでしょうけど、何とか120,000千円とは言いませんけれども、ここら辺を検討していただくようお願いしたいと思います。

今日の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で4番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をいたします。11時15分から再開いたします。

午前11時4分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

8番議員の中村一堯です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、鹿島市で活動している若者、若い人たちの思いや御意見とか、要望などの内容について、そういったものについて質問いたします。

9月17日になりますが、鹿島青年会議所という団体と議会の議会運営委員会の意見交換会を開催しました。まずは御紹介させていただきますので、画面を御覧ください。お願いします。

〔映像モニターにより質問〕

こちらは鹿島青年会議所と議会運営委員会の意見交換会を開催させていただいたんですが、青年会議所は、明るい豊かな社会の実現を理想とし、責任感と情熱を持った青年有志による会です。そして、共に向上し、社会に貢献しようとする理念の下に設立をされ、今年で66年を迎えられます。40歳以下の青年約30名で現在活動をされております。皆さんが鹿島市に拠点、そして居住を置く若者たちであり、鹿島市を背負い引っ張ってくださっている市民の皆さんです。画面でも、こういったガタリンピックの運営も青年会議所さん中心となって活動されておりますし、鹿島おどりの運営、やぐらが建っているところから、いつもいろんな会議から何からずっとされています。

運営委員会では向かい合わせで質問を受け、議員が答えるという形で意見交換会をさせていただきました。たくさんの方から御意見、いただきました。そして、こちらは徳村議長も答弁されていますけど、議員が1人ずつ思いを持って答え、熱い意見交換会になったと思います。

こちらは会長の中尾理事長さんですけど、本当にこういった機会を設けていただきありがとうございました。

こういった意見交換会をする中で、皆さん後で話をしていたんですけど、情熱を持った本当に若者が多いなという印象を得ました。鹿島の未来に希望が持てるような意見交換会であったと思います。意見交換会の様子を御紹介させていただきました。お願いします。

その中で、いろいろ御意見をいただきましたけれども、今回は、次の3点の内容について質問をいたします。

1点目は、人口増加のための定住対策について。2点目は、市内イベントでの取組とサポートについて。3点目は、スポーツ振興基金補助金の拡充についてです。

まず、1点目の人口増加のための定住対策について質問します。

今から10年前、2014年12月、3万859人だった人口は、10年たった今、2万7,297人となりました。10年で3,500人の人口減少となっております。全国どの自治体も人口減少対策を行っていますが、抜本的な解決策はいまだに進んでいないように思います。そういった中でも、鹿島市を盛り上げたい、活気のあるまちにしたいという先ほどの青年会議所では、国スポの会場で鹿島ご当地グルメフェス2024を開催されたりして、鹿島を盛り上げようといういろいろ取組をなされております。先日の意見交換会でも、人口増加や移住・定住を何とか増やせないのかと。太良町では誕生祝金として1子の場合100千円、2子150千円、3子200千円の祝い金が支給されております。鹿島市でも子育て世代が転入してくるような移住事業を行ってほしいという御意見が多数、これはありました。本日、青年会議所の若い方々がケーブルテレビやユーチューブの中継で御視聴をいただいておりますので、現在、鹿島市で行っている移住・定住対策、また、人口増加のために取り組んでいる鹿島市独自の事業、そして、今後取り組んでいきたい事業について御答弁をお願いします。

次に、市内イベントでの取組とサポートについて質問をいたします。

先ほども申し上げましたが、人口減少は年々進んでいます。それは市内のイベントにも影響を及ぼしております。先ほども御紹介しましたガタリンピックや鹿島おどりははじめ、たくさんのイベントで、そのボランティアの中心となって運営されておりますが、これが鹿島市が得意とされている民間の力であり、先人、先輩の方がつくってきた、私はこれは伝統だというふうに思っております。しかし、年々人口が減少し組織の会員数も減少することにより、イベントの運営が大変厳しくなっているという話を聞くようになりました。先日の意見交換会でも話題に出てきております。以前は200名以上のスタッフでガタリンピックを

開催していたようですが、今は数十人のスタッフの規模となっており、負担も大変増してきているという話がありました。全国でも取り上げられるようなガタリンピックをはじめ、鹿島おどり、酒蔵ツーリズムなど、市内のイベントについて鹿島市でさらにサポートをしていかなければ今後開催ができなくなる可能性もあると考えていますが、今後、鹿島市ではどのように市内イベントの取組をされていくのか、サポートされていくのか、質問をいたします。

3点目に、スポーツ振興基金補助金の拡充について質問します。

若い人たちと話していると、子育て世代の人たちがこの前も非常に多くて、休日には子供のスポーツ遠征で県外に出かけている人もかなり多かったです。その中で最近では、物価高で遠征費、ホテルの宿泊費が高騰し、かなり出費がかさんできているというお声がありました。白石町では文化・スポーツ振興事業激励費という補助金があり、全国大会で1人当たり10千円の激励費が支給をされております。鹿島市ではスポーツ振興基金補助金として全国大会で1人当たり5千円の補助金が支給されておりますが、この補助金を増額して子育て世代負担軽減につながるような取組を要望したいと思います。いかがでしょうか。また、近隣の自治体では遠征費補助などについてどのようになされているのか、鹿島市近隣の自治体の状況も含めて御答弁をお願いをいたします。

以上、1点目に、人口増加のための定住対策について、2点目に、市内イベントでの取組とサポートについて、3点目は、スポーツ振興基金補助金の拡充について一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。山口広報企画課長。

○広報企画課長（山口 洋君）

それでは、私のほうからは大きな1項目め、人口増加のための定住対策について、2項目めの市内のイベントへの取組、サポートについてという項目についてお答えをいたします。

まず、移住・定住に向けた市の取組はということですが、議員おっしゃるとおり、人口減少に少しでも歯止めをかけるということについては喫緊の課題であると考えております。その取組の一つである移住・定住への取組については、住まいや仕事、子育て、生活全般など幅広い相談があり、庁内各部署と連携しながら対応に当たっているところです。

まず、移住に関する主な支援内容について、生活全般、仕事、住まいの3点について御紹介をいたします。

1点目の生活全般については、一時金として最大1,000千円の移住支援金があります。これは、例えば、東京23区内に居住、または通勤されている方が一定の条件を満たし移住された場合に、世帯であれば1,000千円の支援金となります。

2点目の仕事に関しては、商工会議所と連携した取組を行っており、新たに創業される場合など、伴走型支援として、かしまビジネスサポートセンターでの専門家による無料相談を

はじめ、空き店舗等へ新規出店する場合の改装費補助、また、創業支援などがございます。

1次産業でも、就農支援やトレーニングファーム研修生で市外から転入し就農される方には家賃補助もあります。

3点目の住まいに関することですが、空き家バンク制度、定住促進住宅、県内でも少ない移住体験施設お試し住宅などがございます。

次に、定住に向けての取組について、主な2点について御紹介いたします。

1点目が企業説明会の実施です。これは、市内にはすばらしい企業があることを知ってもらい、将来的に地元への就職につながるよう、高校生を対象に平成30年度から実施しております。今年度は、来年2月4日に市民文化ホールSAKURASで開催をいたします。

2点目は、今年度から取り組んでおります地域おこし協力隊の活用です。活動としては、協力隊員に市内の様々な仕事を体験してもらい、その仕事や人の魅力を動画として編集し、市内外へSNSを通じて発信することをお願いしております。この事業は、市内の人が地元の仕事、その仕事にける思いなどを知らないことで鹿島を離れてしまう、戻ってこないという声もあり、市外への発信とともに市内高校生に魅力を伝えるため、定期的に高校に滞在し活動を行っているものです。

今後の新たな取組につきましては、来年度予算の編成時期でもあり、まだ検討中の段階であるため具体的には申し上げられませんが、移住や新生活など人生の新たなステージに挑まれる人たちを応援する支援策ができないか、検討をしているところでございます。

また、今度の企業説明会では、より多くの学生に会社のPRをしたいという参加企業さんの声を反映いたしまして、ブース形式での説明会へと見直し、あわせて、現筑波大学サッカー部監督でいらっしゃいます小井土正亮様に、「夢をかなえるために今何をすべきか」というテーマで御講演もいただく予定としております。さらに、対象者も高校生に限らず、市内企業で働いてみたい全ての求職者に拡大をいたします。

今後ともいろんな意見を聞きながら、市の魅力発信強化とともに住みよいまちづくりに向け取組を進めていきたいと考えております。

次に、2項目めの市内イベントでの取組とサポートについてお答えをいたします。

議員御案内のとおり、鹿島市は昔から自分たちのまちは自分たちで何とかやっていくといった地域の思いを大切に、自ら考え行動する自発の地域づくりに熱心な地域であり、その思いを受け継がれ、地域のため、市のため、様々な場面で御活躍いただいていることにまずもって感謝を申し上げたいと思っております。

人口減少が進む中で、また、新型コロナの影響による生活様式の変化などもございまして、イベント運営における人手の確保が困難な状況となっていることについては私たちも理解をいたしているところでございます。地域のイベントは地域の絆を強化し、観光振興にも寄与する重要な要素であり、先ほどお話があったガタリンピックや鹿島おどり、酒蔵ツーリズム

など全国的に認知されているイベントについても、その継続は非常に大切なことだと思っております。イベントの実施については、先ほど申し上げたように、自発の地域づくりが理想であり、その継続に向けて、市の役割は側面でのサポートだと考えております。その取組について、2点御紹介をいたします。

まず1つ目に、広報活動です。市のホームページやSNS、広報紙などを活用してイベントを広く周知し、市内外から来訪者を増やすための広報活動を強化いたします。これにより地域全体の参加意識を高めたいと思っております。

2つ目に、財政支援です。ふるさと創生事業奨励金や佐賀県の補助金を活用した支援へ引き続き取り組むとともに、ガタリンピック、鹿島おどり、花火大会、伝承芸能フェスティバルといった4大イベントにつきましては、地区からの協賛金に市の補助金を加え、各地区の振興会や区長さん、各地区のイベント実行委員会の代表者で組織いたします鹿島市イベント連絡調整会議の中で協議をされ、それぞれイベントへ交付されております。また、そのほかにも国や県、民間団体など活用できる支援メニューがないか、引き続き情報収集に努めていきたいと考えております。

以上のような取組を通じて地域のイベントが盛大に開催されるよう、皆様にも御協力を引き続きお願いするとともに、いろんな御意見を聞きながら、市としても連携し取り組んでいきたいと考えております。

なお、人口減少による影響はイベントだけではなく、地域の伝統行事など様々な面で今後より一層出てくると思います。これは全国どこの地方でも同じような状況だと思います。他県では、ボランティア登録制度といった外部人材の活用、継続のため参加者に一定の負担をお願いする稼ぐイベントへの転換など、事業継続に向けた取組がなされております。こういったほかの事例等も参考にしながら、これからも皆さんと一緒に考えていく必要があろうかと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

私のほうからは3点目、スポーツ振興基金補助金の拡充について答弁いたします。

スポーツ振興基金補助金につきましては、九州や全国において全国的組織等が主催として開催される大会に予選を勝ち上がって出場される小・中学生の方に対して、交通費と宿泊費の3分の1以内で、九州大会が3千円、全国大会が5千円を上限として補助金を交付しています。

近隣自治体の遠征費補助の状況ですが、補助金の交付方法や申請方法については、鹿島とほぼ同様の状況です。金額の比較につきましては、九州大会の補助が5千円から8千円、全

国大会は10千円から24千円となっております。

スポーツ振興基金補助金拡充についてですが、現在、新年度予算に向け庁内で協議をしているところでございます。また、補助金の申請方法については、てのひら市役所の電子申請も今後検討をしていき、市民の皆様の利便性向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

8 番中村一堯議員。

○8 番（中村一堯君）

御答弁いただいた内容について全般的な定住対策、先ほど山口課長から御答弁いただきましたけど、いろんな方策があって、今後もっといろんな方策をしていかなければならないなと思います。その中で、今年度から始まっている鹿島の独自の取組とかについても、さっき御紹介というか、鹿島の取組、独自の取組がせっかくあるから、そういったことについても、今日御覧になっている方もいらっしゃるので、居住対策だったり、若い人たちがよく使っているような、そういった太陽光とか、そういった環境系の定住対策、居住対策についてもちょっと御答弁いただいていいでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

江島建設住宅課長。

○建設住宅課長（江島裕臣君）

私のほうから、まず、住宅のほうで行っております対策についてでございます。

6 月に補正の予算をいただきまして、7 月から本格的に空家等対策総合支援事業というのを開始したところでございます。これは空き家の有効活用を図り、定住を促していこうというものでございます。これにつきましては、空き家を購入する場合の補助、さらに、その後、購入した空き家を改修する場合の補助という制度を設けておりまして、両方合わせますと上限500千円となります。7 月以降の制度開始以降、現在5 件を11 月末で執行しておりまして、またこれとは別に電話でも問合せを最近いただいておりますので、こういった制度を周知しながら定住のほうを促していきたいと考えております。

○議長（徳村博紀君）

中村政策調整課長。

○政策調整課長（中村祐介君）

私からは環境と脱炭素の分野で、今年10 月から始まりました個人住宅への太陽光発電設備や蓄電池などの設置補助の内容を御紹介したいと思います。

今年度、環境省の重点対策加速化事業の採択を受けまして、10 月1 日から補助制度の申請受付を開始いたしました。令和10 年度までの事業でございますが、令和6 年度は1 月末が申請の締切りとなっております。

対象事業といたしましては、太陽光発電設備、蓄電池、それから、伝建地区、もしくは空き家バンクに登録された一戸建て空き家住宅への高効率の給湯器、エコキュートとか、それから、空調機器、LED照明の設置が対象となっております。

補助金額といたしましては、太陽光発電設備は1キロワット当たり70千円で上限350千円となっております。それから、蓄電池は対象経費の3分の1、上限は470千円でございます。また、伝建地区内、もしくは空き家への設置補助につきましては、対象経費の2分の1で、高効率給湯器は上限207千円、空調機器は上限450千円、LED照明は上限100千円となっております。

10月からこれまでの補助申請の実績といたしましては、太陽光設備と蓄電池がそれぞれ6件ずつ、給湯器が1件となっております。まだまだ補助の枠がございますので、今後広報に努めたいと思っております。また、宅配ボックスの設置補助につきましては、1世帯10千円を上限といたしまして、費用の半額を補助しております。今年度は106件の実績がありまして、今年度の受付は終了いたしました。

今後とも補助制度の周知を図り、移住・定住の施策を促進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

8 番中村一堯議員。

○8 番（中村一堯君）

御答弁ありがとうございます。鹿島市は、先ほども御答弁ありましたけど、10月からそういった太陽光だったり蓄電池への補助が始まって、私も若い人たちにこう言うんですけど、それで応募した人もやっぱりいるんですね。ほかの自治体ではやっていないような、主に多分若い人たちが蓄電池、発電機とか太陽光とかつけられるから、そこら辺をもっと情報発信をしなければいけないなと思います。そういったことに関していえば、この前の意見交換会では、まだ9月だったのもありますけど、一応、前もって予算いろいろ決まっていたから、そういったことも始まりますよというふうにはお伝えをしていますけど、実際やっぱり市報とか見ていない方もいらっしゃるんで、さっき山口課長がおっしゃった広報活動というのをしっかりしなければいけないなと思います。みんな知らないでは何も申請がされてできませんので、それを幅広くしてほしいと。今、鹿島市役所で運営をされているフェイスブックだったり、インスタグラム、そういったことに実は今のところそんなに出てこないですもんね。私が見ていてもあんまり多分載っていないです。ああいうのは若い人たちかなり見てるし、フォロワーも多いから、その辺でももう少し周知徹底をしたほうが絶対これはいいと思います。その辺についても今後取り上げていくべきだと思いますので、そこら辺についてちょっと課長お願いします。

○議長（徳村博紀君）

山口広報企画課長。

○広報企画課長（山口 洋君）

市の情報発信について、もっとPRをすべきではないかという御質問だと思います。確かに議員おっしゃるように、今の時代、SNSでの情報発信というのは非常に大事だと思っております。市の情報発信については、常日頃からその強化に向けた取組ということでいろんなところで頑張っていきたいということで考えております。今年、広報戦略というものをつくっておりまして、届けたい人に届けたい情報を届けるということで考えております。

今後ともてのひら市役所をはじめ、インスタとかフェイスブック等、SNSを活用した情報発信にも力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

てのひら市役所とさっき御答弁をいただいたのも、私もいろいろ使ってみております。非常に申請はしやすいですね。これとはまた別の補助金になりますけど、「かささぎでGo!」のやつもスマホで、この前、家族で行ったときに私も実際にしてみました。非常に申請、大変ですよ。大変というか、写真撮ったり入力したりは確かに大変かもしれないけど、自宅でするし、手間を考えたときに非常に便利だなと思いました。全部が全部できるかどうか分からないですけど、こういった太陽光だったりですよ、蓄電池にしろ、問合せをした後に補助金の書類関係はどうにかしたら、写真とかもきちんとしてたら、そういったもので活用できるかもしれないので、できる分は活用しながらいろいろ職員さんたちの負担を減らしたり、デジタル化の第一歩になるんじゃないかなと思います。

宅配ボックスに関しては、12月の時点で金額を超えたということで先ほど答弁がありましたけど、今の12月時点でそういった106件ですかね、超えているということは、かなりやっぱり宅配ボックスを設置している家がたくさん建っているけん、そういった過程で非常に多いのかなと思いますけど、こういったことについても鹿島市と県、佐賀県も宅配ボックス出していますもんね。この二重にやっぱり宅配ボックスをしているところは、これは鹿島市独自でされているので、そこら辺も非常に有意義な、これはある意味で、これは本当に子育て世代とか、そういったところを助けるような取組だなというふうに私は思います。こういったところの補正とか、来年に向けて足りなかったら新年度予算増額とか、そういったことについては話とか見解はどうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中村政策調整課長。

○政策調整課長（中村祐介君）

宅配ボックスはかなり好評だということで、いろんな声を聞いております。受付は環境下水道課のほうでやられていますけれども、あと、こちらも脱炭素の事業の一環として今年度から始まった事業ですごく好評を得ているということなんですけれども、これにつきましても非常に好評の声を受けて、今、庁内で何をどのような規模にするのか、その辺も含めて検討しております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

8 番中村一堯議員。

○8 番（中村一堯君）

分かりました。非常に使いやすいというか、人気のあるような、そういった補助金ですよ。宅配ボックスの補助金、今非常に共働きが増えていますので、こういった宅配ボックスの補助とかは、やっぱり鹿島市内でもかなりの方が、私たちも家を回っていて宅配ボックスが設置されているところ多いですし、今後も多分需要はかなりあるだろうから、そういったことでPRをしていかなければいけないというふうに思っていますので、補正予算というか、そういった予算がね、枯渇、全部なくなってできないじゃなくて、この予算をもう少し考えて、新年度に向けても考えたりしながら、しっかり鹿島が住みよいまちづくり、定住対策に向けてそこはしてほしいなというふうに思っておりますので、引き続きよろしくお願ひします。

あと、その空き家の部分で先ほども御答弁ありましたけど、これも今年度夏ぐらいから始まった部分で、鹿島市で独自に始めた分であると思います。まだ申請件数自体は五、六件で少ないなというふうに思いました。でも、ほかの議員も空き家対策とかで質問される方は非常に多いです。こういった中で、どういうふうに周知徹底していくのか、そして、例えば不動産屋さんだったり、いろいろそういったメーカーさん、リフォームのメーカーさんとも協力しながら、民間とも協力しながら、これはもっと広めていく事業だし、これは確実に私は需要があると思います。県外にいる、実家が鹿島の人で空き家がある人も、これは非常に助かるような事業なんですよ。でも、なかなかこの周知徹底が、だんだん広まっていくかもしれないですけど、この辺についてもっと何か周知徹底の方法はないかなとか、もうすぐ年末年始になるので、帰省される方も多いと思います。そういった中で、市報であったり、ケーブルテレビであったり、これもインスタとか、SNSであったり、いろんな広報によって、本当にすぐになくなるような性質のものでもありますので、そこら辺をもう一度しっかり考えてもらいたいと思っていますけど、課長どうですか、その辺については改めて御答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

中村政策調整課長。

○政策調整課長（中村祐介君）

ありがとうございます。空き家の事業につきましては、空き家でいろんな給湯器だったりとか、空調機器の設備を設置するのに補助制度をつくるということなんですけれども、こちら鹿島市の課題である空き家を少しでも活用できないかというような思いで、この事業と脱炭素と絡めて事業を立ち上げたわけです。

今先ほど議員のほうから少し答えを言われたんですけれども、太陽光にしる、蓄電池にしる、やっぱり民間の力というか、メーカーさんと協力をしてしないと、なかなか個別に家を建てたいとか、修理したいとか、もうちょっとリフォームしたいとか、そういう方々にピンポイントにいくためには、そういう民間の方々とも協力しながらやる必要があるんじゃないかなと思っております。あと現実、うちのほうにも業者の方がかなり聞きに来られていますし、そういうことも活用する必要があるかと思います。ただ、市としても今後いろいろなチラシを作ったり、SNSに載せたりとか、そういった広報には十分力を入れていきたいと考えておりますので、ぜひ少しでも御利用いただけるように市としても努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

江島建設住宅課長。

○建設住宅課長（江島裕臣君）

空き家の対策支援事業でありますとか、また、鹿島市独自でやっております空き家バンク制度、この辺の周知についてでございますけれども、今住宅のほうでは宅建協会杵藤支部に所属します全ての会社、不動産会社ですけれども、その方たちと2か月に1回、定期的な意見交換会をやっておりますので、まずは入り口としてはここでしっかり周知を図っているところでございます。

また、空き家バンク制度に関しては昨年も行いましたけれども、市内の方には納税通知書ですね、税務課のほうは発送されますが、その中にも制度のチラシ等を入れて周知を行っております。また、先ほど来、てのひら市役所の話も出ておりますけれども、これでホームページのほうに入っていくというのも、入って物件情報を見るというのも可能な状態になっております。もうちょっと改良の余地はあるかなというふうには考えておりますけれども、今後もこうしたもの、様々なものを利用して情報発信を行っていきたいと考えております。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

分かりました。若い人たち、そして、市外の人たちがね、鹿島市に定住したいと、移住し

たいと思えるような鹿島市のまちづくり事業について、やっぱりほかの自治体よりも鹿島市独自でしっかり頑張っている分野があるからですよ、そこら辺をPRしながら、引き続きよろしくをお願いします。

次に、市内イベントの取組とサポートについても先ほど御答弁いただきましたけど、いろいろもちろん協議会とか、イベント協議会でこれまでもしっかり議論をなされてきて、これから、私も実行委員で入っている実行委員会もありますけど、非常にやっぱり昔に比べると、ちょっと稼働力というか、人がやっぱりなかなかボランティアさんが集まらないなというふうなことは感じてきております。これまでどおりのサポートでは足りなくなる部分も今後もしかしたらあるかなというふうなことをうっすらと最近は本当に思うようになりました。そういった中で、鹿島市でもできるような分野というか、予算づけとかもあると思うので、そこら辺は庁内でも丁寧に検討してもらいながら、進めるべきところは進め、もちろん民間の人たちが主体になってイベントをするにしても協力して、鹿島を盛り上げるということはやっぱり鹿島市民にとって非常に重要ですので、そこは考えてもらいたいなというふうに思っています。酒蔵ツーリズムでは、皆さんに参加費というか、そういったのを取りながら運営が堅実になされているというふうな案件もありますので、ほかのイベントも長く続けられるようにしっかり頑張ってもらいたいなというふうに思います。

最後に、スポーツ振興の基金については、やっぱり私もほかの自治体の資料とか見ましたが、若干、鹿島市が少し金額的には、この辺では3千円、5千円とか、少し下のほうかなというふうな印象を受けました。だから、ほかの町と同じように、白石町だったり、ほかのところもありますので、そういったところと同じような金額で、しかも僕もこれはちょっと自分では申し込んだことはないんですけど、やっぱり何回も申し込めるようなこういった基金とか補助金とかもありますので、そこら辺、有効活用してほしいなというふうに思います。こういった遠征補助とかもやっぱりない人も非常に多いと思いますので、そこら辺、周知徹底をして、てのひら市役所でも今後どうにかできないかというのを課長答弁ありましたので、そこをしっかりと考えてもらいたいなというふうに思います。これは私、1年ぐらい前に同じようなことも話しましたもんね。この利用率とかそういったこともありますので、てのひら市役所からも申請ができるような仕組みづくりを新年度に向けてもしっかり考えてもらいたいなというふうに思います。小・中学生たちへの広報も、保護者への広報とかもしっかりしてもらいたいなと思いますけど、その辺についても再度御答弁いいですかね。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

スポーツ振興基金補助金ですけれども、一応今現在、増額の方で検討をしているところ

なんですが、今おっしゃいましたとおり、財源の問題もあって、現段階では具体的な金額は出せませんけれども、他の市町の状況を考慮しながら検討していきたいと思います。

また、広報につきましても、昨年度から年複数回、鹿島市市報でこういう申請ができますということをお知らせしておりますし、また、SNS等を使って今からPRをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

分かりました。前向きに何事も、事業も年々進化していくような感じで今後も進めてもらいたいなと思います。

今回、意見交換会では若い人たちからしっかりそういった熱い気持ちで鹿島市に対して情熱を持った人たちが御意見を下さいました。意見交換して下さった青年会議所の皆さん、本当にありがとうございました。今後とも議会でもそういった市民の人たちの声をしっかり受け止めて活動するように決意を申し上げて、一般質問を終わります。

○議長（徳村博紀君）

午前中はこれにて休憩いたします。午後の会議は午後1時から再開いたします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（徳村博紀君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

皆さんこんにちは。12番議員の伊東茂です。通告に基づき一般質問を行います。

今年は季節外れの暑さが続く中、SAGA2024国スポ・全障スポが開催され、国体から国スポへエンターテインメント性を高めた開閉会式やナイトゲームの導入など新しい取組にチャレンジされ、素晴らしい大会となりました。鹿島市もアーチェリー競技をはじめ、幾つかのスポーツ施設で盛り上がりを見せておりました。そして、国スポの御臨場に併せて鹿島市を御訪問された天皇皇后両陛下を一目見ようと、肥前浜駅に向かう浜三ツ角から肥前浜駅前交差点の国道沿いは黒山のような人だかりとなり、肥前浜駅では浜小学校児童によるまちなみガイドの実演と「HAMA BAR」の御視察などを含め、鹿島の文化、歴史に触れられ、地元浜町の皆さんも大変喜ばれていました。そして、11月23日にはSAKURASにて鹿島市制施行70周年記念式典が行われ、1年間にわたる記念事業などが開催され、鹿島市にとって記念すべき年になったと感じております。

それでは、一般質問に入ります。

今回の質問は、通告をしました物価高による家計への影響と市内経済の行方についてと、頻発する犯罪から市民生活を守る防犯まちづくりの推進について、この2項目を質問いたします。よろしく御答弁をお願いいたします。

それでは初めに、物価高による家計への影響と市内経済の行方について質問をさせていただきます。

昨年の9月議会では私は、物価高騰による市民生活の厳しい現状について一般質問を行いました。2021年から食料品、電気、ガソリンの値上げが始まり、2022年には日用品、電化製品も値上がりし、市民生活に大きな影響をもたらしてきました。その後も毎月のように食料品や日用品は値上がりが続いています。

今年の6月議会では樋口議員が、圧迫される家計と暮らしと題し、公共料金、生活必需品など、市民生活における様々な値上げによる影響を一般質問されました。

今年のこの秋、主婦の皆さんが口をそろえて言われたのが、主食の米の値上がりです。夏頃から米不足が報道されてから値上げを始め、新米が出回る時期になった今も以前の価格に戻ることはありません。野菜も、猛暑の影響もあり、軒並み価格は高止まりをしています。円安の影響もあり、輸入インフレがデフレを変えたと国内の経済研究所は発表をしています。消費者はあまりの値上がりの連続で、買い控え、節約志向へと生活スタイルは変わりつつあります。ただ、食料品は値上がりをしてしても買わざるを得ない状況で家計を圧迫しています。値上げが連鎖している今、デフレからインフレへと加速していると言わざるを得ません。

鹿島市として、この状況をどのように受け止め市内経済状況を分析しているのか、初めに担当課、お答えください。

次に、頻発する犯罪から市民生活を守る防犯まちづくりの推進についてです。

近年、高齢者を狙った特殊詐欺やSNS型投資詐欺、さらに、住宅街で一般家庭を狙った恐ろしい侵入犯罪など、ニュースやマスコミ等で頻繁に取り上げられています。本市の防災無線でも特殊詐欺への警察からの注意喚起が放送されておりました。地方とはいえ、鹿島市においても各地区エリアで防犯対策の必要性を感じるところです。

先月、浜町振興会の会議の席で1人の区長さんから、近頃、外国人の営業マンが太陽光パネル設置の訪問販売に来ており、高齢者の住民から怖いと連絡が来ている、マスコミで訪問販売詐欺の被害や押し入り強盗など全国で事件が発生をしている、防犯対策の強化のために防犯カメラの設置を鹿島市に要望してほしいという意見が出されました。実は私の妻からも同じ話を聞いておりました。自宅に外国人の営業マンが太陽光パネルの訪問販売に来たと。なかなか帰らないので、最後は「ノー、ノー」と連呼し、近所の方が出てきてようやく帰ったと。その後、近所を巡回していた。その日の夕方、赤鳥居跡の場所に他県ナンバーの車が待機し、外国人を乗せて走っていったということでした。

訪問販売に限らず、いつ犯罪の被害者になるか分かりません。私たちが住んでいるこの鹿島市、田舎です。田舎の特徴は、玄関や窓も開いています。開放的かもしれませんが、空き巣や犯罪に遭う危険性は高いと思います。ホームセキュリティーは都会に比べ劣っております。

このような事例を考えれば、本市も防犯意識を高めるべきと考えますが、総務課の見解をお願いします。

以上が総括の質問で、答弁の後、各項目、一問一答を行います。よろしく御答弁お願いします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

では、私のほうからは、物価高騰の状況を商工観光課ではどのように分析しているのかという御質問についてお答えいたします。

消費者が購入する物やサービス等の物価の動きを把握するための指標として消費者物価指数があります。消費者物価指数は県庁所在地及び政令指定都市で調査されていますので、佐賀市の指標となりますが、直近、今年10月の状況では、ほぼ全ての費目で前年同月と比べ上昇しており、全体として2.5%の上昇となっております。特に食料は5%上昇しており、これは穀類の上昇によるもので、議員おっしゃるように、新米価格の上昇などが要因と考えられます。2021年の後半から物価の上昇が始まり、最近は特に生活に身近な米や野菜、果物、菓子類といった食品の上昇率が高いと認識しております。

また、鹿島商工会議所が会員事業所の中から業種ごとに複数事業所を選定し半年に1度実施されている景気動向調査においても、直近の今年1月から6月期の調査において、売上げは回復傾向にあるが、原材料高騰の影響が利益を圧迫していると報告されています。仕入れ価格高騰分に加え、人手不足や賃上げにより、価格転嫁が追いついていない状況であると認識しております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

私のほうからは、頻発する犯罪から市民生活を守る防災まちづくりの推進についての総括質疑に対してお答えをいたします。

まず、御質問のような案件につきまして鹿島警察署に問い合わせましたところ、訪問販売等での相談は、闇バイトの報道後、毎日のようにあっているということです。内容に応じ、現場確認や巡回などの対応をいただいているとのことでしたので、不審に感じられたと

きや不安になった場合は鹿島警察署へ相談していただきたいと思います。

犯罪は近年、マスコミで報道されているように、手口の巧妙化、凶悪化が進んでいます。今まで家への侵入者はなかったから今後も大丈夫と思うのではなく、テレビのニュース、県の防災ネットあんあんから来る県内の犯罪被害情報などを確認していただき、家にいるときでも玄関や窓の施錠を行うなど、市全体で防犯対策の強化を行っていく必要があると思います。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

各担当課から御答弁をいただきました。

まず最初に、物価高騰の対策について。

担当課長がおっしゃったように、全くそのとおりです。消費者物価指数は前年より2.5%、特に食料は5%上がっているというこの状況。私も、この一般質問を考えた11月の初めに、市内のスーパー、それから、物産所、ドラッグストア、米が売ってあるところは全て、十四、五件回ってきました。じゃ、値段がどのくらいなのかといいますと、ほとんどが5キロの袋入りで3,300円から3,500円、そのくらいしますね。明倫地区にある大型スーパーのほうはJA関係のお店ですから、そこは30キロ入りの精米をされたお米も売ってありましたが、それでも14千円から15千円の値段がついている。

私の知り合いの農業関係者の方に、どうしてこんなに上がったのかとお話を聞きました。結局、減反ということで、昔みたいに減反の補助というのがなくなっているということ、保有米、自家消費になるわけですが、こういうふうなものも全て上がっているということで、玄米を今60キロでやった場合、1俵と考えた場合、相当な金額になっていると。農家の方もここまで上がるということを予想はしていなかったと。

だから、やっぱりこれは相当な値上がりなんですよね。それに加えて、今年6月から水道料金が15%値上げになりましたね。そして、来年4月からは公共下水道が平均25%値上げ、これがこの前、決定をされました。承認を得られました。水道料金の値上げ、それから、公共下水道の値上げと続けば、下水道供用区域の皆さんの家計はさらなる負担が生じます。飲食店関係者も悲鳴を上げています。

先月、私も商工会議所の専務と意見交換会を行いました。市内の景気動向について話をお聞きしますと、まず、景気がいいとは言えない。公共事業は発注も少ないと土木建築業者から聞くと。国の景気対策を期待していたが、1,030千円の壁問題に押されて国民全体への具体的な支援策が見えてこない。

また、地元の銀行の支店長とお話をしました。お話を聞くと、地方は企業の価格転嫁ができていない。都会は給料の増加は年5%に対し、地方は2%と低い。今、鹿島市内で一戸建

てを建てようとする、その建築費は驚くことに坪1,000千円とされている。住宅ローンの受付もびたっと止まってしまった。そして、日銀はこれから金利を1%に上げようと考えているが、アメリカの金利は4から5%、金利の差がある間はしばらく円安が続くだろうと話されていました。

この商工会議所の専務、それから、地元銀行の支店長の話をもとめてみると、まだまだ物価高騰というのが収まるとは思えない。一番最初、冒頭に言ったように、まず、輸入する食料品にしろ、原材料にしろ、全てが値上がりをしている。そこで連鎖していつても何でもかんでも上がっているという状況なんですね。

私が考えるのが、これが佐賀県の中で鹿島市だけが厳しいのかと、どうなんだろうと、鹿島市だけが景気が悪いのかなと。

副市長にお聞きをしたいんですけど、佐賀県内の地域経済動向、景気ウォッチャーというのを国はやるんですけど、これを佐賀県は行っているのか。もし行っているんだったら、この地域の経済動向、景気ウォッチャーの結果が分かれば教えていただけますか。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

今の市内の経済の動向について鹿島市だけが厳しい状況なのかということ、佐賀県の地域経済動向である景気ウォッチャーという調査が行われているかという話だったと思います。

今、伊東議員のほうからの質問もありましたし、担当課長からも答弁がありました。全般的に今物価が高騰しているという状況になっていると思います。これは鹿島市だけと言わずに、全般的に見ると、世界経済全体の流れ、日本だけで完結する問題ではなく、世界経済の状況からいろんなことが影響して物価高という形になっているからだと思います。特に円安という影響もあるかと思っています。

そういった状況ですので、今現在、物価高をどう克服していくかというのが一番の大きな課題かと思っています。

また質問に戻りますけど、初めに、地域経済の動向がどうなっているかということでした。

この経済の動向はどうなっているかということ把握するためには、今、議員のほうからいろんな市民の方の声を聞くとかという声があったと思いますが、それと別に、例えば、先ほど課長のほうから答弁しました消費者物価指数であるとか、また、公共工事の請負額とか、鉱工業生産数など、様々な各種統計データを行っております。それであるとか、内閣府等が発表しているデータ、月例報告等もありますので、そういったことを把握して分析していくことになるかと思っています。

この統計データとか報告についてなんですが、基本的に都道府県別については、先ほどの消費者物価指数であるとかGDPのような一定期間にその域内でどれだけ生産ができるかと

というような調査というのがありますけど、市町村別となると、なかなかデータというのが限られてくるという形になります。ですので、鹿島市だけの経済動向はどうかとか、嬉野市がどうかということを個別に分析するのはなかなか難しいところになりますけど、今回、佐賀県の状況ということで答弁させていただければと思います。

この地域経済の動向ということについて、県のほうでも各種統計調査を取りまとめまして経済統計速報というのを報告しておりますけど、そのベースとなりますのは、基本的に佐賀財務事務所であるとか日本銀行の佐賀事務所とか、そういったところが発表している調査になります。

佐賀財務事務所が三月ごとに年4回、県内の企業や公的機関へ聞き取りを行いまして、それを基に経済情勢という判断をしております。これが令和6年11月、先月に出されておりますけど、その県内経済情勢報告によりますと、前回の7月以降、この3か月間の県内経済の情勢につきましては、県内経済につきましては緩やかに回復しつつあると総括で判断をしております。この原因としましては、個人消費であるとか、住宅投資とか、雇用・所得関係というのに分かれておりますけど、個人消費におきましては、猛暑の影響、今年は猛暑がありましたので、その影響で夏物衣料であるとか、例えば、日焼け止めとか、そういったような季節製品が好調だったということがあります。エアコンとかも好調だったという分析がされております。そのほか、地震や台風の影響で防災関連の商品も好調だったとあります。雇用情勢につきましては、新規の有効求人数というのが減ってきていますけど、それと併せて新規求職者数も減ってきておりますので、有効求人倍率としては依然として高い水準になっております。

また、同じ時期、2024年の秋に日銀の佐賀事務所が発表しております金融経済概況におきましても、先ほどありました公共投資についても全体としては増加しております。ただし、多分、市内の事業者さんの生感覚で発注という形になりますと、これはまた別のときも少しお話ししたんですけど、今、工事費自体がかなり上がってきているという感じがありまして、例えば、A級、B級、C級といった発注の状況によりましては偏りが出ているような状況もあるかと思います。

そういったふうに全体としては緩やかに回復しつつあると言われておりますけど、今後の先行きにつきましては、当然、海外景気の今後の下振れであるとか、物価の上昇であるとか、先ほど議員のほうから言われました金利の変動といったことにも十分注意する必要があるとされております。報告もありますように、やはり今後とも物価であるとか金利の上昇というのは注意していく必要があると考えております。

それとあと、景気ウォッチャーという話があったかと思いますが。

この景気ウォッチャー調査につきましては、景気の動向を示す指標の一つとしまして、スーパーであるとかコンビニの店員さんとか、あと、ホテルの従業員さんとかタクシーの運

転手さんといった、地域の景気の動向に関連して深い動きを観察できる立場の人の協力を得まして内閣府が毎月公表しております。対象地域としては、全国を12の地域のブロックに分けて発表しております、九州では九州という形で公表されている形になります。

この景気の判断状況としましては、ディフュージョン・インデックス——D I 指数という、通常D I という、鉱工業生産指数とかでも使う指数なんですけど、これが50で横ばいで、50を上回れば上向きになっている、下向きであれば悪いと感じているという形で示しております、11月のD I 指数は全国が49.4という形に対して、九州だけで見ますと50.6という形で、九州だけで見ると少し景気がよくなっているというような状況かと思います。

この経済につきましては、全般的には緩やかに回復しているという各種データからの報告となっておりますけど、先ほど課長も答弁しましたし、伊東議員のほうからもありました。確かに私もララベルで見たときに、30キロの精米が15千円ぐらいして、物すごく高いなということ実は実感しております。そういった状況、お米など生活に身近なところの物価の高騰であるとか人件費の上昇、これは経済に影響を与えている状況だとは認識しております。また、来週から国のガソリン補助が段階的に削減という形になっておりますので、来週になるとガソリンが多分5円ぐらい上がって、1月ぐらいからまた10円上がるという、当然、鹿島市におきましては自動車を使っている方も多いので、そういった影響というのはかなり大きくなるのかなと思います。

また、鹿島市は第1次産業の盛んな地域でもありますので、今、ノリの状況であるとか農林水産物の生産の状況というのも経済に与える影響というのは大きくなるかと思っています。

そういった中で、国におきましては、今まさしく補正予算で経済対策が議論されております。物価高の克服であるとか、国民の安全・安心の確保、日本経済・地方経済の成長・発展という3本を柱として、デフレから脱却に向けて新たな経済対策というのが議論されておりますので、市としましてもその経済対策の状況を見ながら必要な施策を今後検討していく必要があるんじゃないかと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

副市長、ありがとうございました。

物価高騰について総務省が10月6日に発表した10月の家計調査で、食品の高騰で消費者物価指数は前年同月より3.5%上昇していると。そして、私たちも小さいときに習ったと思いますエンゲル係数、収入に対して食費をどのくらい使っているか、これが39年ぶりに高水準の30%を超えているという発表をされているんですね。食費にそれだけかかっているんですよ。それだけ食料品が高くなっているということですね。

今、鳥飼副市長の一番最後の御答弁のところ、景気動向を見ながら必要なところは政策を行うというか、取り組んでいくというふうなお言葉をいただいたと思います。それはお願いしたいと思います。

ずっと今年になってからも物価は少しずつ上がっていつているわけですね。そういう中、佐賀県が今年の秋に物価高騰対策として佐賀県プレミアム付商品券・クーポン券発行支援事業費補助金の募集をしたんですね。

鹿島市では現在、祐徳観光商店連盟が配布しているクーポン券、2千円の買物をすると、次回使用できる500円のクーポン券を1枚サービスするクーポン券事業、これは佐賀県の物価高騰対策の補助事業ということで、ほとんど補助をいただいてこれを実施されているわけですよ。これはクーポン券の実施ですね。

もう一つ、プレミアム付商品券、3千円で券を買って5千円分の買物ができるというようなのがプレミアム付商品券ですね。これは県はもう締め切っているんですね。この事業に伊万里市の商店街であったり、佐賀駅の商店街、佐賀飲食業組合などが参加し、これは10月の下旬まで2次募集までであったんですよ。そこには今度は基山町の商店街や唐津商店街などが参加をしたいということで補助事業に乗り出しました。

私は9月の決算審査特別委員会で、物価高騰対策並びに消費喚起策として、商品券の配布、もしくはプレミアム付商品券の販売を行ってほしいと意見を述べておりました。なぜ鹿島市は、こんないい機会にこのプレミアム付商品券発行事業に参加をしなかったのかが物すごく残念です。地元の商工会議所や商店街、そして、飲食業組合に取扱いを希望なのか意見は聞いたんでしょうか。この物価高騰の時期に佐賀県の補助事業の募集に参加しなかった理由を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

佐賀県プレミアム付商品券・クーポン券発行支援事業に参加しなかった理由について答弁をということです、お答えさせていただきます。

まず、佐賀県プレミアム付商品券・クーポン券発行支援事業は、物価高騰による消費の冷え込みが懸念される中、事業者の収益向上のための前向きな取組を支援することで個人消費を喚起し、地域商業を活性化させるために、令和4年度から始まった事業で、対象となるのは、本事業を遂行する組織、人員を有した商店街、商工団体等となっております。

鹿島市では、この事業を関係団体に情報提供し、祐徳観光商店連盟様が「祐徳門前お得ーぽん」としていち早く取り組まれ、今年度までの3年間採択を受けていらっしゃいます。議員おっしゃいましたように、これは2千円の買物ごとに500円のクーポン券を配布するもので、昨年度は約半数の店舗でクーポン期間中の売上げが前年より上がっているとのことでした。

た。また、観光地であることから、クーポン券を渡した際はできるだけ当日使っていただけるように積極的に声かけを行うなど様々な工夫をされながら、お客様に喜んでいただけるような取組となっております。商店連盟で自主的に取り組み、より高い効果と地域のニーズに即した施策となっていると感じております。

佐賀県のプレミアム付商品券・クーポン券発行支援事業の具体的な参加については各団体で判断いただくもので、市としては、関心のある団体の活動を奨励し、事業実施に当たり必要なサポートを提供しております。

今回の2次募集に関して個々の団体への打診は行っておりませんが、今後も関係団体と情報を共有し、可能な限りの情報提供とサポートを続けていく所存です。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

今答弁いただきました。結局は打診していないんですね。

だから、そういうふうなことを何でやるのかなと。商工会議所にしろ、商店街、それとか飲食業、今まで言ったように、そんないい状況ではないわけですよ。だから、それはそういうふうなのがあったら、国の補助事業にしろ、県の補助事業にしろ、助成事業があったら、そういうふうなメニューが来たら、やっぱり打診をするべきだと思いますよ。終わってしまったので今さらどうのこうのとは言いませんが、鹿島の商工観光課のそういうふうな姿勢がちょっとどうかと私は思います。

これからこういうのがあったら積極的に取り組んでいただくように、ほとんどこれは県からの補助で、自分たちが出す分というのは少ないと思いますからね。それで、祐徳の門前商店街みたいに売上げが前年度よりも少しでも伸びたということは、やっぱり効果があるということですから、ぜひとも今後はそういうふうなものには参加をするようにお願いしたいと思います。

1つ目の質問の最後の質問とします。

もともこの一般質問を書き上げるときに、最初は、最後に市長に国や県に対して、低所得者世帯、非課税世帯に限らず、広く国民、県民に対し、物価高騰対策の実施を国に向かって要望してほしいと質問は作成をしておりました。しかし、11月29日に政府が令和6年度補正予算（第1号）の概算を閣議決定されました。先週、その国の補正予算の資料を私たち議員も頂きました。今回の補正予算により物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額というところが盛り込まれており、補正額が1兆908億円、そのうちに先ほど言った低所得者世帯の支援枠が4,908億円、推奨事業メニュー分6,000億円を増額するとされています。この推奨事業メニューというのが、先ほどから言っている、以前もしましたよね、「助かつ

券」であったり、「まるごと応援券」、こういうふうな事業になっていくわけですけど、国の補正で決まった分、そういうふうな問合せ等が来たら、即鹿島市もぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

副市長からも先ほどの答弁の中で、今後の市内の経済状況を見ながら対策を練るというか、行動を起こすというふうなことをおっしゃってありました。市長、どうでしょうか。お願いしてよろしいでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今回、国のほうで令和6年度の補正予算が審議されて、多分ほぼ確定をするというふうな情報をいただいております。今までも市の経済対策として、消費税が上がったときとかコロナの状況下でいろんな支援、さっきおっしゃった「助かつ券」とか「まるごと応援券」とか皆さん方にお配りといいますか、配布をしてきました。今回このように重点支援地方交付金で新たな予算がつけられたということであれば、当然やっぱり市民の皆さん方にそれをどういうふうに還元していくかというのは我々もしっかり考えていかなければならないと思いますし、最終的に決まってからのことですので、現段階でははっきり言えませんが、そういう交付金があれば、どういうふうに活用していくのか、我々もしっかり考えてぜひ対応させていただきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

今までもそれこそ同じような言い方でしたね、地方創生臨時交付金というふうな。コロナのときであったり、いろいろそういうふうなときにも何回となく配布をしました。「助かつ券」、それから、「まるごと応援券」ですね。でも、これは本当に市民の皆さんから喜ばれていますよね。先ほど鳥飼副市長が言ったように、今年の暮れから来年にかけてガソリンが上がりますよね。この商品券を前配布したときにはガソリンスタンドでも使えましたよね。そういうふうなことを考えると、やっぱり市民の皆さんはぜひともやってくれと言うでしょう。ですから、これが決定して、鹿島市のほうにもその辺りの提示額、自治体によってこの金額は変わってくると思いますので、それでできる分、もしそれでも足りなかったら、こういうときこそふるさと納税の積立てのほうを活用して、今までどおり配布をお願いしたいと思います。

それでは次に、2項目めの頻発する犯罪から市民生活を守る防犯まちづくりの推進についてです。

白仁田総務課長から御答弁があったように、警察のほうにも問合せをしていただきまして

ありがとうございました。基本的には、今よくテレビで言っている闇バイトの相談とか、そういうふうなのがやっぱり多いのかなと思っております。ただ、私の浜町の振興会の席でおっしゃったような防犯カメラの設置についてはもう少し積極的に取り組むべきではないかなと思っております。

昨年10月に私たち文教厚生産業委員会の行政視察として兵庫県の加古川市を訪れ、見守りカメラ及び見守りサービスの研修を受けました。今の時代、ICTを活用した安全まちづくりの推進事業、通学路を中心に見守りカメラを設置し、子供の居場所を確認できるサービスの導入、小学校各区に50個平均、全28区に1,475個の見守りカメラを設置し、それを市役所専用のパソコンで集中的に映像はダウンロードできるようになっておりました。また、加古川市の駅周辺には150個のカメラが設置をされておりました。加古川市は人口が25万7,000人です。鹿島市に置き換えてみると、10倍ですね。そしたら、10分の1とはいかなくても、鹿島市内における防犯カメラの拡充は必要かと私も常々思っております。当時、加古川市は財源として地方創生推進交付金、現在は鹿島市も利用しているでしょうデジタル田園都市国家構想交付金を使ってこの事業を行っておられます。そして、地域活性化事業債の借入れを行って実施をされております。

鹿島市の第七次総合計画、第4章、安全・安心の第2項目めに、施策名「犯罪が起きにくい地域づくり」の目標指針に「防犯カメラの設置」を掲げられております。この国の交付金を活用し、市内6地区の防犯カメラの設置を増やしていただきたいと思いますが、担当課、御答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

お答えします。

まず、加古川のほうの事例を言われましたけれども、人口も多く、その中で市全体での防犯カメラの設置で防犯対策をされたという事例かなと思っております。

実際、市のほうでも、現在、防犯カメラの設置につきましては補助金を用意して設置をしていただいているところです。令和2年から防犯カメラの新設に対して2分の1の補助を行っております。令和4年度までは市と県で、令和5年度以降は市と防犯協会が補助を行っており、今まで市内21か所に設置をしていただいているところです。

内容につきましては、区防犯協会の各支部が、通学路、遊び場等の人の目が届きにくい場所で、子供に対する声かけ、つきまとい事案等の防止を目的に設置をする場合に補助を行っているところです。

防犯カメラ設置費につきましては、国のほうもまた新たに防犯カメラ設置についての補助という項目が出ている部分もありますので、ただ、まだ詳細な情報がありません。防犯カメ

ラも、家の防犯のためにつける、施設の防犯のためにつける防犯カメラと、先ほど申し上げた危険性が少しあるところに局地的につける場合、それとあと、犯罪が起きた場合に警察等と犯人等の捜査にも使えるような防犯カメラと、幾らか種類があると思います、目的があると思います。そのような部分について国のほうが今後どういうカメラ対して補助をするというふうになるのか注視していきたいと思っています。

対策が後手にならないように気をつけて対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

お願いします。

今、浜は駅のほうが一番ついているんですね。駅に8台、防犯カメラはついているんです。これは以前、市長なんかも覚えているでしょう、平成31年にスイッチ交付金というのがありましたね、これを使ってやっているんですね。交付金が2,500千円、そのうち県と市で1,250千円ずつ。浜は今、観光客も多いです。駅に8台、そして、継場、それから、酒蔵通りの小公園、中町公民館、まちなみ駐車場、合計で10台ちょっと、十二、三台ですかね、そのくらい。

ただ、肥前浜駅の水とまちなみの会に確認を取りましたけど、基本的に保管が50日ぐらいあるのを使っていると、そのぐらいいないといかんと。保険料が年間で56千円。この保険というのは、結局、落雷とか、そういうふうなのでハードのほうが壊れたりとか何かしたらということです。だから、そこの辺り少し維持費はかかると思うんですよ。

だから、先ほど担当課長がおっしゃったように、2分の1の補助と言われても、その後のランニングコストであったり、そこの辺りもやっぱりかかってきますので、そこの辺りも考えながら進めていただければなと思っております。

あと、今、インターネット等で調べると、防犯DXというコーナーを検索すると、すごい近代的というか、進んだ防犯グッズが出ているんですね。センサーや通信機器を掲載したスマート街路灯、街路灯についていると。AIやデジタル技術を導入した防犯アイテムを、鹿島市だったら、駅とか、何か所かにはやっぱりつけたほうがいいんじゃないかなと思うんですね。それとか、一般の家庭においても少しそれを推奨したほうがいいかなと。先ほどの宅配ボックスじゃないですけど、できれば幾らかの補助をして、まず、インターホンの設置であったり、それとか、私の家につけている、夜、不審者が来たときにライトが点滅するセンサーライト、これは効果的だと思うんですね。ここの辺り、防犯のDXについて、うちはDX推進室というのがありますから、そこでしっかりと御答弁をいただきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

私のほうからは防犯のDX、デジタル化についてお答えをさせていただきます。

確かに報道等を見ていると、全国的に防犯カメラが増えたのか、近年は防犯カメラの映像が犯罪の解決につながるということが増えているように感じております。ほかの自治体の防犯の取組でも、例えば、不審者や交通安全等の情報、犯罪発生場所の地図表示、防犯ブザー機能などを有したアプリを導入するところとか、議員がおっしゃられます防犯カメラの設置をして防犯対策を行うところがございます。

防犯カメラを設置した自治体は、主要道路とか学校周辺などにAIカメラを設置して不審者の検知や異常行動の早期発見につなげると、また、希望される子供や高齢者に電子タグをつけてもらい、どこにいるか位置情報を保護者や家族に通知するサービスなどにも取り組んでおられます。

ただ、カメラの設置に際しましては、地域住民、あと、学校、警察などと時間をかけて協議を行いまして、カメラに映り込む個々の家庭等の承諾を得るなど、プライバシーにも十分に配慮しながら効果的な設置場所を決めて、運用に関してはガイドラインを策定するなど取り組まれております。

このようなAIカメラとかセンサーなどのデジタル技術の導入は地域防犯対策の一助でありまして、これらのデジタル技術の導入が犯罪の抑止、犯罪の早期解決につながるかどうか、先行自治体の取組を確認していく必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

最後の質問にします。市長のほうに質問しましょうかね。

犯罪が頻繁に発生する現代社会なんですけど、今、国土交通省とか文部科学省、警察庁が連携をして、安全で安心なまちづくり、防犯まちづくりの推進を進めているということです。基本は、まずは自分たちのまちは自分たちで守る。これを基本に、地域住民、学校、それから、警察であったり地方公共団体と連携して、学校周辺であったり商店街、住宅地区、それとか、市営住宅、団地、公園など、市街地を幾つかに、類型別に分けて考えて整理をして、防犯まちづくりのガイドラインをつくっていただきたいなと思うんですよ。防災についてはつくっていますよね。各世帯にも配付をしている防災のマップというのが今あるんですけど、防犯についてもそういうふうなのに取り組んでいただきたいなと思うんですよ。行政がある程度バックアップをしていく必要があると思います。

ここの辺り、安全なまちづくりについて、市長に最後御答弁をいただきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

犯罪のないまちというのはやっぱり我々も考えていかなければなりませんし、犯罪自体が悪質、巧妙化して、いつ、どこで起きるか分からないということで、テレビのニュースであったり新聞では連日のように報道されています。そういう状況の中で、今、議員おっしゃったように、防犯まちづくりというのは、みんなで地域を守っていくというのは非常に大事じゃないかというふうに思っています。

公共施設等の防犯性能の向上であったり、コミュニティづくりを通じて、防犯まちづくりの推進など、大都市や県レベルでは作成されております。佐賀県においても平成26年4月に佐賀県防犯の起きにくい安全で安心なまちづくり条例が施行されまして、佐賀県防犯あんしん計画、学校等における児童等の安全確保のための指針などが策定されておまして、安全・安心なまちづくりは、県、市町及び県民等の相互の連携の下に推進されなければならないというふうにされております。

鹿島市としましても、県の計画指針に基づき、防犯灯の設置補助、それから、防犯カメラの設置補助、施錠重点対策駐輪場である肥前鹿島駅前の駐輪場で施錠の推進を県警と一緒にやるなど、防犯対策、防災対策を今実施いたしております。

また、各地区に防犯協会がありまして、そこにおいても防犯パトロールの実施、それから、新1年生への防犯ブザーの付与などを行っておりまして、県、市、地域が県の作成した計画や指針に基づき取り組んでおりますので、市独自のガイドラインを新たに作成するのではなく、今後も県と連携して対策に取り組みたいというふうに思っております。

ただ、議員がおっしゃったように、それぞれの地域でというのであれば、鹿島市にもそれぞれの振興協議会とか区長会、いろんなところがありますので、そこと話し合いながら、それぞれの地域の防犯対策というのを強化していかなければならないなというふうに思っておりまして、議員の皆さん方もそれぞれの地域の事情をお知りですので、ぜひ一緒になって鹿島市の安全・安心のために取り組んでいきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

分かりました。市内6地区あります。振興会が5地区にあると思いますので、やっぱりそのこの辺りで。田舎だから安全だというのはやっぱり違うと思うんですね。前、白仁田課長とも話をしたんですけど、ここ防犯意識が低いなというところは集中して犯罪が起きると、そういうふうなことがありますので、しっかりと鹿島市も防犯、安全・安心のまちづくりを

徹底していけたらなと思っております。

これで一般質問は終わりたいと思います。

今回の一般質問は、冒頭にも話したように、今年は鹿島市制70周年の記念すべき年でした。5つの町村が合併し70年と年月を重ねてまいりました。その間、数々の社会資本整備を行ってきました。道路であったり、公共の建物、学校、公園、上下水道、そして、市営住宅など、市民の生活の基盤となる事業に取り組んでまいりました。しかし、課題も多くあります。少子高齢化であったり、人口減少問題など、これからも幾つかの課題というか、難題が来ると思います。しかし、私たち市民は、豊かな自然、高い技術力を誇るものづくり、人づくりなど、本市は可能性を秘めた自治体だと私は思っております。来年も市民の皆さんの力を合わせ、魅力あるまちづくりに取り組んでいきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で12番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明13日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時57分 散会